

岐阜県オンライン診療によるへき地医療確保事業費補助金実施要綱

令和5年6月29日医福第277号

この事業は、「岐阜県オンライン診療によるへき地医療確保事業費補助金交付要綱」（令和5年6月29日医福第278号。以下「交付要綱」という。）に基づき実施するものである。

1 目的

本事業は、医療提供体制を構築していく上で、中山間・へき地における医師の負担軽減及び患者の医療の確保対策として、へき地診療所等との間に対してオンライン診療の実施に必要な情報通信機器の整備等に係る経費について補助する。

2 事業の実施主体

本事業の実施主体は、県内のへき地医療診療所等との間においてオンライン診療を実施するへき地医療拠点病院等院等又はオンライン診療の実施先となるへき地診療所（以下「補助事業者」という。）とする。

3 事業内容

補助事業者は、以下の（1）から（4）の規定に基づき、必要な情報通信機器の購入等により、オンライン診療の実施等の取組みを行う。

- （1）オンライン診療の実施に当たっては、厚生労働省が定める最新の「オンライン診療の適切な実施に関する指針」及び関連通知の内容を遵守すること。
- （2）事業実施後における事業成果等の検証、課題、解決方法等の整理を実施すること。
- （3）補助を受けた日の属する年度の翌年度から3年間は、県が別途実施するオンライン診療の実施状況等に関する調査に協力すること。
- （4）補助対象設備を用いて、オンライン診療のほか、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」における、オンライン医療相談・オンライン受診勧奨を行うことは差し支えないこと。

4 経費の負担

補助事業者がこの実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助する。

5 その他

- （1）補助事業者は、事業の実施上知り得た事実、個人情報については、特に慎重に取り扱うとともにその保護に十分配慮するものとする。
- （2）その他詳細については、必要に応じ別途定めるものとする。